

こども家庭データ連携と ひとり親家庭支援

こども政策の強化に関する関係府省会議

令和5年3月28日

神奈川県立保健福祉大学

新保幸男

報告の要点

【1】 「ひとり親家庭支援」の特徴

→保健・医療・福祉・教育など、生活全体にかかわる総合的な支援が必要。
「適切なタイミングでの当事者へのプッシュ型の情報提供」が有効。

【2】 「ひとり親家庭」にかかわる「児童虐待死亡事例」

→「保育所への日々の出欠データ」を「基礎自治体」「児童相談所」が最新の情報を日々更新しながら把握できていたら、死亡を防げたと思われる事例。

【3】 「データ連携」は「こども政策推進の基盤」

→データ管理のあり方についての共通認識を整えることがまず必要
しかし、「秘密保持」との関連で、公・私両方とも、データ連携に慎重。

【1】 「ひとり親家庭支援」の特徴

- ① 「公的支援」を受ける背景に「**経済的な貧困**」があることが多い。しかも、「貧困」が、世代間で連鎖していることもある。
- ② 「就労支援」「子育て支援」「経済的支援」「進学」等に関して、利用しうる制度が基礎自治体ごとに異なることも多く、正確な情報が**適切なタイミングで当事者に届きにくい**。
- ③ 「妊娠期」から「子の自立」に至るまでの長期にわたり、異なる分野の公的・私的な支援を異なる領域の専門職などから受けることが多く、**利用しうる制度が当事者にとって理解しにくい**。

【2】 (1) 事例の概要①～③

①A 区内において B 年 C 月 D 日に 4 歳男児が心肺停止で緊急搬送され、同 (D+2) 日男児死亡し、傷害致死容疑で、当時同居していた男性が逮捕された。

②本児 (4歳) は実母 (20歳代前半) ・同居男性 (20歳代後半) と共に 3 人でくらしていた。「本児と実母」の母子家庭であったが、事件当時は、容疑者となった男性と一緒に生活していた。この男性には、別に本人名義の住居があった。

③本児は、地元の保育所に通所していた。

【2】 (2) 事例の概要④～⑥

④居住地区は**貧困地域**であった。同居男性は、別の場所に、本人名義の住居があった。

⑤「痣（あざ）をつけて登園してくること」「時々欠席すること」などが、**保育所から区役所に情報提供されたことがあった。**しかし、区役所や児童相談所への「通告」とは扱われなかった。

⑥「児童相談所」は、**愛情関係で強く結ばれている「実母と本児」を切り離して本児を一時保護することは考えていなかった。**「区役所」で「本児・実母・同居男性」の3人、もしくは「本児・実母」のみの2人で生活できるように支えてくれるだろうと期待していた。

【2】 (3) 事例の考察①～③

①「本児」「実母」「同居男性」の3人をどのような組み合わせで生活を支えるのか、分離すべきなのかをめぐって、「区役所」は適切な判断が出来なかった。

②「児童相談所」は、判断を「区役所」に任せており、その結果、「一時保護」「母子一緒にの保護」などのタイミングを逸してしまった。

③仮に、「一時保護」と同様に「母子生活支援施設」への入所にかかわる権限を「児童相談所」が両方とも有していれば、「本児・実母」を一緒に「母子生活支援施設」で保護する場合と、「本児」のみを「一時保護」する場合の両方の選択肢を早い時期から同一機関で検討できたかもしれない。

【2】 (4) 事例の考察④～⑤

④令和4年度から実証研究が行われている「**こどもデータ連携事業**」が当該自治体で実施されていたと仮定したら、「保育所について、従前はほぼ毎日通園していたのに、直近の2ヶ月は休みがちであった」「出席した日も痣（あざ）をつけてきている」という**情報を「区役所」「児童相談所」が同時点で把握しうる状況**になっていたかもしれない。そうであれば、母子での「母子生活支援施設」入所や本児のみの「一時保護」などの判断を迅速にできたかもしれない。

⑤令和6年4月から設置される「こども家庭センター」が機能していれば、「**保育所」と「こども家庭センター」の間の連携**がより緊密となり、区役所から担当者が保育所に出向いて、保育所内の面接室で、本児や実母などと面接し、一時保護などを決断する機会を持てたかもしれない。実際は、事件が起こった自宅に訪問しようとして、区役所も児童相談所も実母から断られ続けた。

【3】 (1) 「データ連携」を推進するための 考察①～③

①基礎自治体区域内的の「保育所」などが有している「出欠データ」についても、多くの基礎自治体が把握できていない状況にある。

②出欠データについて、目視と紙ベースでの記録のみの場合も多い。保育所への通園バスなどの事故の背景には、出欠データの管理について、デジタル技術を活用した方法が採用されていないこともあると思われる。

③社会福祉法人「保育所」が管理する「出欠データ」を含む「こどもデータ」について、「秘密保持義務」との関係で、保育所はデータを提供することを躊躇しやすい。

【3】 (2) 「データ連携」を推進するための 考察④～⑦

④基礎自治体内の各部署が保有している「**データの連携**」を進めながら、各部署の「**業務連携**」を「こども」や「家庭」を支援するという視点から進める必要がある。

⑤「**都道府県**」と「**基礎自治体**」との間での**データ連携**が必要。

⑥「**公**」と「**民**」との間での**データ連携**が必要。

⑦「こどもデータ連携」に関して、**民間企業のアイデア**をより生かしながら取り組むことが有効である。

まとめ

【1】 「こどもの意見」 や 「既にあるデータ」 をデータ連携して、日々の実践や政策立案に生かす。

【2】 「こどもの最善の利益」 「こどもの権利」という視点から、現行制度を継続的に改善していく。

上記のことを特に大切にしたいと考えます。